

平成19年10月

第28回 年金の取扱い

稲垣 創平

現在も続く「年金」への不安感。安部政権時には「必ず解決する」と意気込んでいたものの、福田政権に変わりいつの間にか有耶無耶になっていると感じるのは私だけでしょうか？ 1つの成果としては7月6日に施行された年金時効特例法。今までは過去5年分の年金までしか遡及されなかったのが年金時効特例法により過去5年を超える部分についても支払われるようになりました。ここからは税務の話です。年金というのは雑所得として所得税が課税されるわけですが、過去に遡及して支払われることとなった年金を受け取った場合どうなるのでしょうか？

取扱いは大きく2つに分けることができます。詳細は下記の通り。

過去5年を超える年金

国税通則法では、国税の徴収権の消滅時効を5年としています。つまり過去5年を超える年金については課税権の消滅時効となる5年を経過していることから課税されないこととなります。ポイントは年金の収入時期をいつと見るのか？ 根拠としては「計算の対象とされた期間に係る各々の支給日（所基通36-14）」です。つまり、実際に受け取った日ではなく本来の支給日を見ていくわけです。よって、過去5年を超える年金は源泉徴収されないこととなります。

過去5年以内の年金

のとおり、国税通則法の時効が成立していないため雑所得として課税されます。

因みに・・・。

もし過去5年以内の年金受取者が既に死亡していた場合にはどうなるか？

これは年金受取者のみなし財産として相続税の課税・・・ではありません。これは支給を受けた遺族の「一時所得」として申告することになります。ご注意を。 稲垣創平